

次に紛議の方面に就て、組織部が當つた各種交渉事項を見るに、それが殆ど全部労働條件の維持改善にあり、而かも左表に示すが如く一般船内交渉が二百四十五件に上つて、昨年度よりも三十五件も激増してゐることは、一に昭和七年下半期以降の我海運界の不自然なる畸形的好調が依然八年上半期に於ても持続されつゝあつて、組合員の長年に亘る忍耐自重と生活権擁護が漸く反撥した證左であり、しかもかゝる畸形的好調は主として、圓爲賃低落による一時的變態的現象によるものであり、海運界の根本的恢復とは何等の關係を有せず、從つて海運恐慌は完全に克服せられたりと即断し得ない證左でもある。又他方組合と各種團體協約を締結し、ある日本船主協會の、統制力の微弱を物語るものであると云へやう。

又別表の示すが如く賣船並休繫船手當要求交渉が、四十八件の多數に上つてゐることは、昭和七年十月に本組合が忍ぶべからざる犠牲を忍んで、國際的立場から賛成した船質改善法實施の結果である。

本年度に於ける交渉術中特異なる意義を有するものは昭和八年九月の川崎汽船北米航路各船に於ける減員反対増員要求の問題であつた。此等の船舶は、從來炭油混燃なる故、機關部は十三名なりし處、今回重油専焼船となつたことを理由として、機關部定員を十名に減員方會社より主張しられる故、本組織部は調査部の行ひし同社及他社に於ける同型船の消耗費及人件費等と定員數との關係等についての詳細なる調査を基準として嚴重なる交渉を開始せし結果、減員を撤回せしめ其他有利に解決せしめたことであつてこの交渉戦術が將來の本組合運動に與へた示唆は極めて重大であると確信する。

昭和八年度中船内交渉分類

交渉題目	件数	本年度	前年度	増減比較
賣船手當	三十七件	十四件	○	二十三件
休繫船手當	十三件	九件	○	四件
給料關係	二十一件	三十二件	△	十件
食料關係	五件	十四件	△	九件
乗組員増員	二十七件	二十三件	△	四件
日支船員交代	十四件	十六件	△	二件
其他各種手當	五十件	五十件	△	一
待遇各般に亘る交渉協定書交換	二十六件	二十六件	△	一
司尉長待遇改善	十六件	十六件	△	八件
居室備品改善	八件	八件	△	六件
其 他	二百四十五件	三百十件	△	二十七件
計	三百三件	三百三件	○	三十五件

昭和八年度中個人交渉記録分類

職務部別	甲板部	機関部	厨部
病氣歸國治療費	百九十二件	○	○
職務負傷歸國治療費	五十二件	○	○
傷害手當	八件	二十六件	△
下船手當(退社手當共)	十五件	十六件	△
金	二十四件	八件	△
弔慰	七件	八件	△
給料	一件	三十三件	△
雜	四件	二百十件	△
手當	三件	二百四十件	△
計	三百三件	三百三件	○